

事前質問及び意見に対する回答について

資料 4

1 資料等提供方法について

	委員職・氏名 (敬称略)		分類	意見内容	担当課	回答 (要旨)
(1)	ドコモショップ 佐久平店長	小林 和倫	意見 (要望)	資料をCD-Rに収録して提供されたが、QRコード等を用いた動画にさせていただきたい。(CD-Rを読み込める機器も減っている。QRコード等であればスマホでも読み込めるので場所を選ばず閲覧できる。)	危機管理課	<p>防災会議委員の皆様へ地域防災計画新旧対照表(修正案)の意見照会を行った際の資料提供にあたりましては、昨年度の状況等を参考にCD-Rと紙を併用しましたが、「再生機器の減少により不便である」とのご指摘はその通りであると認識しております。</p> <p>本市ではデジタル技術の活用を推進しており、スマートフォン等で場所を選ばず閲覧できるQRコードや動画での共有は非常に有効であると考えます。</p> <p>今後は情報政策課の技術支援を受けながら、あらかじめ委員の皆様との連絡先を伺った上で、メールやクラウド等を活用したより利便性の高い提供方法への切り替えを検討してまいります。</p>

2 計画について

	委員職・氏名 (敬称略)		分類	意見内容	担当課	回答 (要旨)
(1)	佐久市区長会長	小嶋 秀文	意見 (要望)	住民の食料品等の備蓄について「最低でも3日間、可能な限り1週間」という意味と必要性を住民に啓発されたい。佐久市民の危機意識は未だ希薄。	危機管理課	<p>市では現在、出前講座や市広報誌内「防災豆知識」、市ホームページを通じ啓発活動を行っております。</p> <p>しかしながら、委員のご指摘のとおり家庭での備蓄量については未だ希薄だと感じております。</p> <p>引き続き、「最低でも3日間、可能な限り1週間」に「公的支援が届くまでの時間差」などの現実的な課題を加え、これまで以上に市民の皆様へ丁寧に伝えていくことで、備蓄に対する意識を含め、市全体の防災意識をさらに高めていく考えです。</p>

	委員職・氏名（敬称略）		分類	意見内容	担当課	回答（要旨）
(2)	佐久市区長会 副会長	伊藤 明弘	質問	大沢社会体育館は指定緊急避難場所になっている。令和元年東日本台風（台風19号）災害の時は避難場所として使用した。備蓄・調達の数に入っているか。	危機管理課	大沢地区社会体育館での避難実績（令和元年東日本台風時：50人）については、現在の備蓄・調達計画の算定基礎となっている最大避難者数（3,281人）の中に含めて算出しております。
(3)	佐久市 建設業協会長	矢野 健太郎	意見 (要望)	協定書の改訂（啓開作業のためのパトロール実施項目の追加）	土木課	啓開作業（災害発生後に、土砂等を除去して道路や通路を確保するための作業）のための情報収集等に係る項目を現在の協定書（佐久市建設業協会災害時における応急措置に関する協定書）に追記し、今年度中に改訂ができるよう、協会と調整を進めています。
(4)	佐久市区長会長	小嶋 秀文	意見 (要望)	土砂災害等応急活動について、土砂災害や地すべり等の危険地域への事前の防護策や対応を講じていくことが最大の防災計画。一層のスピード感と確実さで推し進めてほしい。	土木課	毎年、地域の区から提出されている区要望等により、危険地域を把握し、県と市で協力しながら、より一層対策が図られるよう進めてまいります。

	委員職・氏名（敬称略）		分類	意見内容	担当課	回答（要旨）
(5)	佐久市身体障害者福祉協会	小林 壽夫	意見 (要望)	<p>福祉避難所として、現在4箇所（佐久大学・中込会館・うすだ健康館・望月総合支援センター）が内定しているようだが公表されていない。</p> <p>理由は、福祉避難所を利用する人の範囲を検討中とのことだが、早めに範囲をしばり避難場所を公表してもらいたい。</p> <p>【福祉避難所利用者（案）】            身体障がい者 身体障害者手帳第1種手帳所持者            知的障がい者 療育手帳A1・A2所持者            精神障がい者 精神保健福祉手帳1級・2級所持者            および（利用するすべての障がい者の）介護者</p>	福祉課	<p>佐久大学など4施設を「直接避難できる暫定的な福祉避難所」として運営する方針ですが、今年度、「市総合防災訓練」において、停電発生時に人工呼吸器など電源の確保が必要となる「医療的ケア児・者」を対象とした避難所設置・運営訓練を佐久大学で実施したことや先進地（いわき市）からの情報収集を行い、現状、市が「避難行動要支援者」としている約15,000名すべての皆さまを「福祉避難所」で受入れることは困難であるという課題が明確になってきました。</p> <p>そのため、基本的に「大雨・洪水」災害を想定し、「危険エリア（浸水想定区域）に居住する方」を対象に考えていく必要が生じております。さらに「福祉避難所」の運営には膨大なスペース（スフィア基準では一人当たりの避難スペース3.5㎡）と人員などが必要なおことも判明しました。</p> <p>そこで、現在、以下のことに取り組んでおります。</p> <p>●直接避難の判断基準            現在「個別避難計画」を民生児童委員を主軸に、令和4年度から順次作成を進めており、令和7年4月現在で約500件の作成となっております。</p> <p>今後、「作成対象者（危険エリア居住者）」「作成方法の構築（介護支援専門員・相談支援専門員等）」等を引き続き早急に進めてまいります。一人ひとりの状況に基づき、直接避難の可否を判断した上で、改めて「指定福祉避難所」として公示・公表します。</p> <p>●多層的な支援体制            「指定福祉避難所」の準備に加え、「一般避難所内」への「福祉スペース」の設置や、状況に応じた「二次避難場所」としての体制整備も並行して進めております。</p>